

## 岸井大太郎先生のご逝去を悼む

和田, 幹彦 / WADA, Mikihiko

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

116

(号 / Number)

2・3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

3

(発行年 / Year)

2019-02-22

# 岸井大太郎先生のご逝去を悼む

法学部長 和田 幹 彦

法政大学元法学部長・岸井大太郎先生は、二〇一七年八月六日早朝、急性大動脈解離により、ご旅行先の福島県にて急逝されました。享年、わずか六三歳であられました。私は、その訃報を聞いたときに呆然とし、若輩の同僚教員として今も慟哭の想いにとられます。

岸井先生は、一九五三年一月二〇日、東京都・品川区で出生されました。その後、一九七八年三月に東京大学法学部ご卒業後、すぐに同年四月、同大学法学部助手に就任し、一九八一年六月まで勤務されました。法政大学法学部には、一九八二年四月一日に助教として着任なさり、一九九二年に教授に昇任されました。法政大学法学部では、三五年間という長きにわたって、主に「経済法」を専攻されると同時に、講義・演習などを担当されました。

この間、一九八九年から九一年の二年間は、法政大学から在外研究員として渡英され、ロンドン大学（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス）において、客員研究員としてご研究に従事されました。

また、二〇〇四年から一年間は、学部長の任にあられました。さらに、同年、法政大学に専門職大学院・法務研究科が設立されたことにともない、二〇一〇年度から四年間、法学部と同時に法務研究科の教授を兼務なさいました。

岸井先生は、お亡くなりになられるわずか数日前に、新刊のご高著となる『公的規制と独占禁止法——公益事業の

『経済法研究』の「あとがき」をご執筆されておられました。今、私は、その本を手にとっております。同書中のご本人のお言葉をあえてお借り申し上げますと、岸井先生のご業績は、三つの主要な分野に及んでおられます。まずは同書に収録された数々の珠玉のご論文に代表される「公益事業を中心とする公的規制と独占禁止法」のご研究、加えて特に一九九〇年代から二〇〇〇年代の初頭にかけては「法的独占型から競争促進型への規制の転換期における制度改革に関する立法論的な政策提言」、さらに「公益事業の規制改革およびこれとかわる独占禁止法についての」、外国法および国際経済法」のご研究です。そのいずれもが、振り返ってみますと、「経済法」分野が日本で大きく発展し、深化することへの多大の学問的・政策的なご貢献であったことは言を待ちません。

このご高著は、亡くなられた後、二〇一七年の一〇月一七日に刊行されました。岸井先生が、いかにこの新著を自らもお手に取りたかったであろうかを考えますと、万感胸に迫るものがあります。

また、ご所属された諸学会でもご活躍されました。「経済法学会」では理事・学会運営委員を、「公共事業学会」では評議員を務められ、「国際経済法学会」の学会員としても、活発な学会活動を展開されることにより、後進に歩むべき道を示してこられました。さらに、学内では、伝統ある「ポアソナード現代法研究所」所長の責務を、二〇〇一年度から二年間にわたってお引き受けにられました。その時期に同研究所にて、先輩格のもう一人の法学部教授も含めた研究チームでの研究を私も進めさせていただいており、その節に研究所長であられた岸井先生からいただいた数々のアドバイスには、今も感謝いたしております。

岸井先生は、研究者・教育者としてのみならず、学内行政においても、あらゆる良い意味での熱血漢であられました。特に学部長を務められた二〇〇四年度の献身的なご貢献ぶりは、先輩・後輩の同僚皆の眼に、今も焼き付いております。学部長ご退任の後も、岸井先生は全学の教授会の貴重な自治権を、旧き良き伝統として守り抜くべく、獅子

奮迅のご活躍をされました。この学部の「自由」を保障する自治権は、今も脈々と各学部教授会に受け継がれております。当時の岸井大太郎法学部長なかりせば、あるいは私が今、同僚の皆さまと受け継いでいる法学部の自治権の一旦は、失われていたかもしれない。そう思うと、改めて岸井先生のご遺影の前に、深々と頭が下がる気持ちです。

ご遺影と申せば、二〇一七年一二月、岸井大太郎先生の「偲ぶ会」が開催されました。そこには学内外の研究者仲間のみならず、岸井先生とともに貴重なお仕事をされた官公庁や諸委員会関係者の皆様、そして岸井ゼミのOB・OG会の多くの卒業生たちが列席されました。これこそ、岸井先生が研究者・教育者・学内外の行政の重責をも担った、広き社会への貢献者であられた証でした。学外でのお仕事としては、最近時の一例にすぎませんが、公正取引委員会のもとで、二〇一六年二月から翌年四月の報告書提出まで、課徴金制度の在り方に関する独占禁止法研究会の座長としての職責を全うされました。また、司法試験の考査委員という重責もお果たしになったことを付言いたします。

本誌をもって、伝統ある『法学志林』の「故岸井大太郎先生追悼号」といたします。岸井大太郎先生のご業績とご活躍を振り返り、これを学内外の読者の皆様に今一度、胸に刻んでいただき、法学部と法政大学、日本社会へのご貢献に対して、法学部教授会一同が心からの感謝の意を込めて先生の追悼号とし、慎んで先生のご冥福をお祈りいたします。